

注釈の一覧 第5回添削済答案①（H24憲法）.pdf

ページ :1

☐ 番号 :1 作成者 : 日付 :2024/09/26 12:22:21

番号 :2 作成者 :mesek タイトル :ノート注釈 日付 :2024/09/26 11:11:08

昨今の問題を知りませんが、この時期は主張反論私見という問題形式でした。
それを前提に、主張の中である程度書くべきとされていました（これでは足りません。）

最近の問題傾向がどうかは分かりませんが、それ程気にする必要がないかもしれませんね。

番号 :3 作成者 :mesek タイトル :ノート注釈 日付 :2024/09/26 11:09:43

地自法は知らなかったですかね。。。

番号 :4 作成者 :mesek タイトル :ノート注釈 日付 :2024/09/26 11:11:34

出題側の意図は「宗教上の組織」該当性で論ずべきということでした。
この点は難しいと思います。

政教分離規定該当性で論じるのか、政教分離原則違反で論じるのかは、私自信も迷いがありました。

ただ、条文で準備せよということかもしれません。

③ 中央と関係合意して憲法上許容されるものがある。即ち
 の内訳に準じて慎重検討する。

5. A村裏千人墓地は、B村にAに唯一の大規模墓地があり、村民の埋葬で土地確保に上記助成は、必要不可欠。2001年以前、A村への接収以前は、多数の土地をB村に譲渡、村内の大規模墓地に存在する唯一のA村裏千人墓地の所有権、村民の埋葬に必要。年々大規模墓地に集まる土地の減少により、助成に相当する土地を確保する。

(2) 本堂再建、助成(4000万円)12月、寺の本堂は仏教施設の中核であり、宗教的営みの対象

反論として、A年が火災保険に未加入だったため、
横濱も火災の被害を受けた期待がなければ、考慮に
入らなくても一個人の損失たる程度に1000万の受取財成立
することの最大であると考え。すなわち、A年仕職も7月

※解答は左ページから書き始めてください。

科目名	受講クラス	学籍番号	氏名	採点

5

10

15

20

村民であるが、即成を一時に済ませることを鑑み、
 上記理由で即成を一時に行わないことも、かえり、不適切で
 ある。したがって、庫裏の再建という名目で行った、住居個人
 の住居再建のため、必要最低限の即成を行なうことは違法
 違反ではない。
 以上、私見である。

以上

5

10

15

20

※解答は左ページから書き始めてください。